

漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)により造成した基金を用いて実施した事業において、助成対象経費の精算が過大など

4件 不当金額(支出) 409万円

1 基金事業の概要

漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図ることを目的として、「水産関係民間団体事業実施要領」等に基づき、水産庁が、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に対して基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した機構は、意欲ある漁業者が将来にわたり希望をもって漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図ることを目的として、競争力強化型機器等導入緊急対策事業(機器等導入事業)を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」等によれば、機構は、事業主体がコスト競争に耐えうる操業体制を確立するための漁業用機器(機器)等を導入する際の費用を対象に、事業主体に1/2以内の金額を助成することとされており、導入する機器等の本体価格(下取価額を控除し、消費税を除いたものをいう。)以外の経費は助成金交付の対象となる経費(助成対象経費)として認めないこととされている。また、機構が定めた「水産業競争力強化緊急事業業務要領」等によれば、助成の対象となる機器等は、導入した機器等に代替される既設の機器等と比較して生産性の向上や省力・省コスト化に資する機器等であることとされており、事業主体は、事業終了後、実績報告書等のほか、証拠書類を添えて機構に提出することとされている。

2 検査の結果

4事業主体は、機器等導入事業を事業費計5049万円、助成対象経費計4675万円で実施したとして、助成金計2337万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、4事業主体が実施した機器等導入事業において、丸栄水産株式会社、A及びB(3事業主体)は実質的な値引きを受けていたり、虚偽の領収書を提出していたりして、助成対象経費が過大に精算されていた。また、Cは助成の対象とならない経費を助成対象経費に含めていた。これらの結果、4事業主体に対する助成金が過大に交付されていた。

したがって、適正な助成対象経費を算定すると、計3855万円となり、前記の助成対象経費4675万円との差額819万円が過大に精算されるなどしており、取り崩された基金計409万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
水産庁	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	丸栄水産株式会社(事業主体)	競争力強化型機器等導入緊急対策	平成28	523万	242万	145万	72万
同	同	A(事業主体)	同	28	1620万	750万	100万	50万
同	同	B(事業主体)	同	28、29	1728万	800万	324万	162万
同	同	C(事業主体)	同	28、29	1177万	545万	250万	125万
計		4事業主体			5049万	2337万	819万	409万

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。